

中部運輸局自動車交通部

令和5年11月16日 14:00発表

連絡先:

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、河合 TEL 052-952-8082

岐阜運輸支局 輸送・監査担当

山田、島田 TEL 058-279-3714

乗合バス事業者に文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：岐阜羽島バス・タクシー 株式会社

住所：岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番地

営業所：本社営業所（岐阜県羽島市舟橋町宮北1-21）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和5年11月16日

処分内容：文書警告

3. 監査端緒

長期間監査を行っていなかったため、岐阜運輸支局により当該事業者の本社営業所に対し監査を実施したものの。

4. 主な違反内容及び違反条項

- (1) 業務の記録の記録事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)
- (2) 運行基準図の記載事項が不適切であった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

- (3) 整備管理者の変更の届出をしていなかった。  
(道路運送法第27条第3項)  
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)  
(道路運送車両法第52条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 0点
- ・当該事業者の累積違反点数 0点